

第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会（第4回） 会 議 録

日時：令和8年9月2日（水）10:00～11:45

場所：川崎市役所南庁舎 18階 第6会議室

次 第

1. あいさつ
2. 議事
(1) 第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に関する検討状況について
【資料1】
3. その他

配布資料

資料1：第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に関する検討状況について
参考資料1：第6次かわさきノーマライゼーションプラン素案（第2部全体版）
参考資料2：第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定スケジュール表
参考資料3：自立支援協議会意見書
参考資料4：社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえた基本指針の改正について
参考資料5：障害福祉計画「重点目標」に係る改正内容一覧
参考資料6：第3回策定委員会における御意見・回答
その他資料：意見書

出席者（敬称略）

出席委員…鈴木委員（部会長）、伊東委員、小泉委員、志賀委員、隆島委員、行實委員、渡部委員

事務局…障害保健福祉部：丹野部長

障害計画課：山口課長、横山課長、石井係長、谷本職員、竹内職員

障害者施設指導課：鷺見課長

障害福祉課：泉課長

精神保健課：山寺課長

障害者社会参加・就労支援課：裨宜課長

総合リハビリテーション推進センター：柳原副所長

総合リハビリテーション推進センター総務・判定課：平井課長

総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課：塚田課長

地域包括ケア推進室：竹田課長

総務部危機管理・災害福祉：中島課長

教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課：盛光課長、中澤課長

事務局 (山口課長)	それでは、これからの議事進行につきましては、鈴木部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
鈴木部会長	皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。先ほど、丹野部長からもありましたように、本日はより具体的な取り組みについて議論していく段階となりました。方向性につきましては、前回の委員会で皆様におおよそご了承いただいたかと思いますが、より具体的などころをどのように分かりやすく、当事者含めた市民の方にお示しするかが重要ですので、忌憚のない御意見をいただければと思っております。 それでは、会議の公開についてご説明させていただきます。川崎市では、川崎市審議会等の会議に関する条例に基づき、審議会等を原則として公開しております。本日、傍聴人がいる場合には入室していただきますが、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。
事務局 (山口課長)	傍聴人はございません。
鈴木部会長	それではこのまま進行させていただきます。本日はたくさんの議論をいただく予定ですが、会議の席上でおっしゃることができなかったこと、後々にお気づきになったこともあろうかと思えます。その際は、意見書をご用意いただいておりますので、ご活用いただければと思えます。 本日の議事は1つのみで、「第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定に関する検討状況について」となっておりますが、全体で3つに分けて議論させていただきますと思っております。最初は施策体系、対応すべき課題等まで見ていきたいと思えます。次に施策1から4、その次に施策5から8と分けて進めていきたいと思えますので、ご了承ください。 早速ではございますが、施策体系、対応すべき課題について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (石井係長)	<議事について、資料1に基づき説明>
鈴木部会長	ありがとうございました。施策体系、対応すべき課題、構成案からご説明いただきました。現行施策の振り返りが6ページから13ページ、ニーズ調査や団体ヒアリング、川崎市地域自立支援協議会からの御意見が14ページから17ページに記載されています。これは計画を作る前段階の内容がまとめられているところです。この部分について、何か御質問や御意見がありましたらお願いいたします。まずは、会場の皆様からいかがでしょうか。
志賀委員	施策7の「雇用・就労・経済的自立の促進」について、8月31日労働政策審議会障害者雇用分科会で、雇用代行ビジネスの問題にかなり突っ込んだ提案がされていきました。また、今年の春、大阪の就労継続支援A型事業所だったと思いますが、利用者を自社に雇用転換する手法が問題視され、70数か所の自治体から指定取り消しの話がありました。これまでの障害者雇用ないし障害福祉の就労支援施策では、数を増やしていただけたのですが、実際に様々な公的な施策を活用しながら、歪んだ状況が生まれていると思えます。そこで、昨今言われている「雇用の質」を配慮する等のことばを1文入れていただけるとよいのではないかと思います。このような雇用の質の低い事業所で働くことで、早期に雇用の場を失うリスクが高く、そこから復活するのにかなり時間がかかるという方も多いと思えますので、しっかりと雇用の質を見ながら、施策を展開する、理念的ではあ

	りますが、その辺りを是非入れていただければと思います。
鈴木部会長	今の件につきまして、御担当の部署からいかがでしょうか。
事務局 (祢宜課長)	御意見ありがとうございます。今ご指摘いただいた部分は、まさに国で大事な論点として議論しているところです。先ほどの説明の中にもありましたように、福祉施設から一般就労への移行者数は順調に伸びており、目標を達成しているというところですが、一方で、定着が不安定となっています。精神障害者の方などは、定着に課題があることが増えているので、就労定着が今後ますます大きな課題となると思います。また、就労の質というところも非常に大事だと思っています。国のほうで障害者ビジネスや代行ビジネスのガイドラインを策定するということがありますし、市内の状況も把握しながら、雇用の質を担保できるよう書き方を検討してまいります。
鈴木部会長	ありがとうございます。今の部分について、書きぶりというと、10 ページの現行計画の振り返りで書くのと同時に、将来の計画の両方になると思います。論点を挙げていただきましたが、書きぶりは事務局に委ねたいと思います。 他はいかがでしょう。現行計画の振り返りの部分については、皆様御意見もあろうかと思っています。志賀委員もおっしゃっていただきましたように、現在起きている事柄についても、今は現プランの期間中でございますので、振り返り部分に反映させたり、今後の課題にしたりすることもできると思います。いかがでしょうか。
隆島委員	先週の障害者施策審議会で、相談支援の体制が伝わりにくいというアンケートが年々増えているのではないかと指摘がありました。振り返りをみると、確かに取組は進んできていると思うのですが、増えてきている原因は何かということをごどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。
事務局 (竹田課長)	サービスの利用者数が増えているので、サービスを利用したいとか、いろんな制度を利用したいといった相談に応じるのが相談支援だというところで、そういった視点が少し強くなってきたのかなと思っています。一方で、地域の関係者や住民から相談ニーズを吸い上げていく、もしくは、そういった方を支える体制をつくっていくという部分が少し抜け落ちてきていると言いますか、そこまで手が回らなくなってきているように思います。そういったところが課題となっていく、結果として、どこに相談に行けばよいか分からない、誰に相談すればよいか分からないといったことになっているのかなと思います。昨年度、相談支援センターと議論した際に、相談支援センターはサービス利用の相談を受けるのですが、それだけではなく、地域に出てソーシャルワークをして、地域の資源を掘り起こさなければならないとなり、相談支援センターの体制整備をしっかりとしていこうという議論につながりました。
鈴木部会長	よろしいでしょうか。他に皆様から何かございますでしょうか。
行實委員	今の部分で補足をさせていただきます。自立支援協議会でも相談支援が要になっていると話が挙がり、マッチングさせていくことが重要だと言われています。先ほどご説明があったように、相談支援自体を知らない、つながらないといった人がいると推測されるため、そういった方々へどのようにアプローチするかという話が出ています。その中でよく言われているのは、予算を付けてもらえば相談支援の充実ができるのかということ、実は人手がなく限界だということです。昔は介護保険と障害では差があるので、予算を付けられうまくいくのではないかと

	いう話もあったのですが、今はそのような状況ではなく、本当に人が足りていないというところになっています。マンパワー不足をどうするのか、できないというのか、川崎市として足りないマンパワーをどう補うのか、地域づくりの一つの形としてどのようなものをつくっていくのかといったところも、自立支援協議会の中で話が出ています。ただ、答えは出ていません。そのため、どう変えていくのか、どう考えていくのかというところを今後プランに少しずつ入れることで形ができていくのではないかと話がありましたので、補足をさせていただきました。
鈴木部会長	ありがとうございます。これは、御意見としてお含みおきいただきたいと思っております。 私からも申し上げます。相談支援体制の充実について、現計画でも施策1に挙げており、期待されるところなのですが、相談支援の目詰まりと言いますか、機能していないところ、とりわけ委託相談はどうなのかという部分が挙げられます。地域のソーシャルワークと言え、計画相談の人も地域づくりや人づくりにコミットしてほしいのですが、やはり計画中心となってしまう部分があると思います。その人たちに手一杯の中でどこまで地域づくり、人づくりをお願いできるかという、やはり委託や基幹の役割が重要になってくるかと思っています。この辺りの体系をもう一度見直し、それぞれのやるべき中身をもう少し明確にしていく必要があるのではないのでしょうか。特定のところを指すわけではありませんが、委託を受ける法人によって差があるのではないかと思いますし、こういったところも次期計画の中での充実に向けていただきたいと思っています。 また、神奈川県協議会でも同様に課題となっていますが、計画相談そのものの数は増えている一方で、相談につながらない、どこに相談すればよいか分からないという話がずっと出ておりました。最初に障害福祉サービスを受けるにあたって、行政の窓口で相談される方が多いと思いますが、職員が当事者に分かる形で相談支援の説明できているのかが一つ思うところです。セルフプランを否定するつもりはないのですが、きちんと説明がない中で、セルフプランをせざるを得ない状況に追い込まれている人がいるのではないかと思います。そういった可能性はないだろうかということを含めて、現状の把握をし、次の施策に活かしていただきたいと思っています。
事務局 (竹田課長)	実は昨年度に全く同じ議論を庁内でも行いました。本来、我々が相談支援を設計した段階では、計画相談がきちんとついているという前提で、そこにつなげるための説明や支援をするという職員体制を組んでいたのですが、実は計画相談が全く足りておらず、サービス利用調整やモニタリング、生活支援の対応を区役所が担わざるを得ない状況でした。そうすると、そもそも計画相談を行うはずであったのに、区役所に業務の負担がかかっている状態となってしまいます。計画相談をきちんとつくるのか、もしくは、できないのであれば、区役所の業務をどうするのかを考えないといけません。できないのであれば、できない前提で考えないとなかなか苦しいのではないかと思います。区役所の職員も、相談支援をやるのであれば、その前提で研修を受けないといけないと思いますが、その部分が曖昧になってしまっているように思います。改めて、区の体制や職員の人材育成について、現在庁内でも検討しているところです。
鈴木部会長	相談に来た人に対し、サービスがないのでごめんなさいと言うのではなく、市の方々が肩代わりしてくださっている現状があり、もちろんこれは本来のやり方

	ではないので、これをどう是正していくのかというところです。 他はいかがでしょうか。オンラインで御参加の伊東先生はいかがでしょうか。
伊東委員	特にございません。
鈴木部会長	会場の小泉委員はいかがでしょうか。
小泉委員	住まい方と場の提供について、グループホームを増やせばよいというだけではなく、そこに携わる人材がきちんと確保できていないと強度行動障害の受け入れ等は難しいと思いますので、そういったところももう少し整備ができていればよいのではないかと思います。
鈴木部会長	ありがとうございます。こちらは御意見として承るということでよろしいでしょうか。 それでは、最初の部分の議論はここまでとさせていただきます。もし、この後にまた御意見等がございましたら、意見書を御提出いただきますようお願いいたします。 続きまして、18 ページ以降の施策 1 から 4 について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (石井係長)	<議事について、資料 1 に基づき説明>
鈴木部会長	ありがとうございます。今回、フォーマットがかなり変わり、市の計画との整合性を取っていただいたということでした。新しい形だと思いながら拝見しておりました。今、説明にもありましたように、まだそれぞれの施策の内容については確定されたものではないという前提で、現段階で御意見等があればどんどん御助言いただければと思います。そして、次に出てきた段階でまた議論を積み重ねていくような議論となることをご了承ください。 施策の 1 から 4 ということでご説明がありましたが、皆様いかがでしょうか。
渡部委員	新しいレイアウトに戸惑いがありましたが、ご説明いただいて納得いたしました。25 ページの相談支援体制で、主な取組の 1 つ目に「地域相談支援センターと区役所を身近な地域の総合相談窓口として位置付け、相互の連携強化を図るとともに、それぞれの役割を踏まえた相談支援体制の充実を進めます。」と記載がありますが、総合窓口の位置づけとそれぞれの役割はどのような構造になっているのでしょうか。
事務局 (竹田課長)	基本的には、区役所でも相談支援センターでも必要な支援につなげていくというところでは変わらないのですが、最終的に、サービス利用時には行政での手続きが必要ですので、そこは区役所でないとできないことだと思います。ただ、開庁時間に行わないといけなため、地域との関係を柔軟につくるであったり、民生委員や企業等と継続的に関係をつくるであったり、そういったところではなかなか機動力が確保できないので、そういったものについては、どちらかという、相談支援センターで力を入れて役割分担をしていくのかなと考えております。相談があった場合はどちらでも相談を受けますが、その後の対応については、行政と民間委託で役割が異なると考えております。まだこの素案上では整理しきれておらず、イメージ図もブラッシュアップ中ではありますが、見えるように書いていきたいと思っています。
渡部委員	ユーザーが分かりやすい形でお示しいただけるとよいと思います。その後の役割がまた違う文脈で書かれてもよいかと思いました。
鈴木部会長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

志賀委員	また後で出てくるかもしれませんが、前回の質問に関連し、児童期の問題について伺います。仕事の関係上、他自治体のプランを見る機会が増えたのですが、どこの市も大体、母子保健のスタートから高校卒業までを書いています。川崎市の場合はそうではありません。キッズサポートは、事業としてはこちらの計画がメインなのでよいのですが、第2部か第3部にある、地域療育センターでは、地域の発達障害診断を受けたお子さんを全てみているわけではないですし、5、6年前は8割から9割程度は確保していたものの、今は全く確保されておらず、就学にあたり全く相談を受けていない方がたくさんいらっしゃる状況です。療育センターだけでは難しいので、キッズサポートを展開した理由は分かるのですが、母子保健や子育て支援といった他部署とのかかわりも大きいと思います。ただ、対象の子どもは増えています。川崎市内を調べると、児童発達支援事業だけでも200以上あるので、市の他のプラン（川崎市こども・若者の未来応援プラン）やこども家庭庁に移管されてから、地域みまもり支援センターの案件になるのかもしれませんが、その点を教えていただければと思います。
鈴木部会長	施策4にあたるかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局 （山口課長）	今回ご指摘いただいたのは、施策4の事業番号44番「疾病の早期発見と早期支援」の部分かと思います。現状では重点化されていない部分ではあるのですが、必要に応じて、所管部署と調整しながら、計画にどのように位置づけるか、引き続き検討してまいりたいと思います。
志賀委員	中高生のひきこもりの問題についても、その時期に診断を初めて受けられる方も多いと思いますので、ぜひよろしくお願いします。
鈴木部会長	ありがとうございます。今、23ページ以降を細かく説明いただいたと思いますが、19ページからの事業一覧で、今の話も含めて出てくるかと思います。どちらかと言いますと、19ページの「④重点候補」で★が付いていないところもしっかり見ていかなければならないと思っています。まだ十分にできあがっているものではありませんので、今の志賀委員の御意見も踏まえてお願いできればありがたいと思います。 他はいかがでしょう。
行實委員	25ページの「地域全体で支える包括的な相談支援体制の推進」について、私たちは、どこに行っても相談が受けられると言いたいということが大きなポイントになると思います。先ほど意見でもありましたように、地域相談支援センターと区役所のそれぞれの役割について、私たちとしては、「地域相談支援センター」とか「区役所」とか「基幹相談支援センター」と言われると、言葉としてイメージが付くと思いますが、一般市民はどこへ行ってもいいと言われたとしても、名前が違っていると行ってもよいのか不安になると思います。今思いついた案なのですが、一覧表のような形で、「ここはこのような仕事をしていて、このようなことをしている」というような整理表があればよいのではないかと思います。その上で、川崎市としては、誰でもどこでも相談してよいということを伝えていければよいのではないのでしょうか。専門用語では連携と言いますが、受けられた人にとっては、たらい回しにされたような感覚になるかと思うので、そうならないように、市で出来上がっている体制を可視化できたほうが分かりやすいと思います。私たちはよく「包括的」という言葉を使いますが、市民の方は「包括的な相談支援」と聞いた時に何をイメージされるのかということも考えながら言葉を整理していくほうがよいのではないのでしょうか。

鈴木部会長	イメージ図の分かりやすさや、計画が誰のためにあるのかというところを重視して、ここにいらっしゃるのは専門家の方々ばかりですが、計画を見せたい市民の方々に分かりやすい見せ方をして、伝わるものをつくるという趣旨で進めていただければと思います。我々は「重層」や「連携」などいろんな言葉を使うのですが、エンドユーザーにとってどうなのかというところの御意見だったと思います。是非、その辺りもご配慮いただければと思います。 それでは、施策1から4について、他の皆様はいかがでしょうか。
隆島委員	18歳の支援継続問題について、18歳になった途端に入れ替わるのが難しいと話題になりました。その辺りの連携の仕方の部分が文言に入っているか確認できなかったのですが、そこが入っているとよいと思いました。
鈴木部会長	ありがとうございます。事務局よりお願いします。
事務局 (山口課長)	事業の一覧の中で、事業番号50番に「18歳の壁」についての記載があります。児童福祉法に基づく支援から障害者総合支援法に基づく支援に移行することにより、利用できるサービスの内容や手続きが変わってしまうことから、サービスの移行が円滑にできるよう、どこまで書けるかという話になっています。これについての課題意識は持っており、何らかの施策等で取り組みたいと現在検討しているところです。
隆島委員	相談支援になるかと思いますが、子どもの支援計画から、18歳以降の大人の支援計画に移行する際、お互いがどこかでオーバーラップをしないとうまくいかないのではないかと思います。その辺りの仕組みをうまく考えていくことも必要だと思います。
鈴木部会長	後段の部分については是非どこかでお書きいただきたいと思います。 今、皆様からの出ている様々な御意見の中で、19ページの事業の全体像について、例えば、相談支援関係の施策1は13項目に分かれているわけですが、まだ全て書ききれているわけではありません。とはいえ、ここで声が出るということは、重きを置いてほしい焦点となる課題であるということだと思います。今掲げられている重点候補がよいかどうか、あるいは、重点にならなかったとしても、書きぶりについては是非ご参考に、市として受け止めていただければと思います。
渡部委員	7ページの施策3、最後のところに「ライフステージの移行期に円滑に引継ぎが行われ、切れ目なく支援が提供される仕組みの構築が求められます。」と書かれていますが、これはとてもよい内容を書いていると感じますし、今おっしゃっていただいた、円滑にシームレスにというのは大事なことだと思います。これからどのように進めていくか、中心となるところがあって進めていくのかというところがあると思いますが、20ページの事業番号50番で「新規」と書かれており、18歳の壁への対応が取り上げられたのは大変よいことだと感じました。その際、関係機関と連携していくというときに、担当課としては障害計画課、担当局としては健康福祉局が、どのような仕組みを構築していくかについて、「シームレスに、切れ目なく」という部分が移行支援を支えていく上で求められているような気がしました。この辺りの組織づくりについては期待をしたいですし、是非お願いしたいところです。
鈴木部会長	ありがとうございます。こちらも御意見として受け止めていただければと思います。現行計画の振り返りをしっかりといただいているので、次期計画への反映がより分かりやすく示されると、前期計画をしっかりと踏まえた分かりやすい計画として伝わるのではないかと思います。また、仕組み化されたものについて

	でも、分かりやすく可視化してほしいという趣旨の御意見をいただいたかと思います。 それでは、他にいかがでしょうか。オンライン参加の伊東先生は施策 1 から 4 までについて、いかがでしょうか。
伊東委員	毎度のことでありますが、やはり AI のことが気になっています。この計画中にも、今後さらに急速に進行していくのかなと思っています。場合によっては、今まで出てきた懸念点が改善されるのではないのでしょうか。例えば、マンパワー不足という点でも、労働者の領域や福祉の領域にも出てくる可能性もあるのかなと思っています。そういった意味で自身は非常に楽観的に考えています。そこで 1 点お願いがあります。どこに文言を入れればよいかはわからないのですが、セルフプランの人が AI を使っている可能性があるのであれば、AI の利活用についての文言を入れてもよいのではないのでしょうか。AI が進展することにより、我々の相談支援業務も楽になると思います。ただ、まだ AI が未成熟なために、AI でセルフプランを作った人はトラブルが起こる可能性があると思いますので、「AI の利活用に注視する」といった一文をどこかに入れていただくとよいと思います。 次に、28 ページの「にも包括」について、ここについても非常に楽観的に考えています。皆様ご存じだと思いますが、精神障害者の地域移行では「病床数適正化緊急支援事業」というものがあります。また、精神科の人手不足や経営問題で、退院できる人は退院させていくというような流れがあります。そういった意味で、地域移行は今まで我々が苦勞したわりに、結局お金の問題という気もいたします。 ここで質問ですが、主な取組内容に「K6 により市民のこころの状態を把握」と記載があります。K6 は簡単な質問肢ですが、市ではどのように利用しようとしているのでしょうか。また、精神科に受診しようと思った方が、クリニックや病院の予約が取れないという現状もあります。そういったことを考えると、この辺りの仕組みをどのように考えればよいか課題になると思っています。 質問に関しましては、先ほど申し上げましたように、K6 指標の利用をどのようにしようと考えているのか、もし、現時点で具体的なところがあれば教えていただきたいです。
鈴木部会長	ありがとうございます。AI 等については御意見として受け止めていただければと思いますが、最後の K6 についての質問はいかがでしょうか。
事務局 (塚田課長)	ご存じのとおり、K6 については、うつ病や不安障害等のストレスの程度を測るようなこころのチェック表となっています。これにつきましては、本計画と別に自殺対策総合推進計画を作成しており、今年度が改定の年となっています。そちらに活用させていただくというのが、大筋の考えでございます。
鈴木部会長	ありがとうございます。伊東先生、よろしいでしょうか。
伊東委員	分かりました。ありがとうございます。
鈴木部会長	他計画との関係というところで、この先は続きがあるという部分を接続できるような、分かりやすさがあるとよいと思います。この辺りも市のほうでご検討いただけるとありがたいです。ここまでの書きぶりだけでは不十分に見えるのけれども、実はきちんと連携しているということが分かると、計画の良さが引き立つと思います。 それでは、施策 1 から 4 についての議論はここまでとさせていただきます。次

	に、施策 5 から 8 について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (石井係長)	<議事について、資料 1 に基づき説明>
鈴木部会長	皆様から御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
渡部委員	46 ページから 47 ページの「災害・緊急時対策の強化」について、最近の熊本県の地震や千葉県の豪雨もそうですが、個別避難計画がどの程度策定されていたかという点が一つ挙げられます。聞いた話では、熊本県の自閉症協会では安否確認できていない件数が少なからずあるということです。今後の個別避難計画の作成を一層強化するということと、安否確認等に協力いただける事業所の確認というところをどのように進めていくかは大事なテーマではないかと思います。
鈴木部会長	ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。
事務局 (中島課長)	要支援者名簿など、地域での共助がかなり大きいというところがあります。全国的に個別避難計画の作成状況があまり芳しくないという部分があり、特に川崎市も含めた大都市では、なかなか共助が厳しいです。障害者の個別避難計画は、この間の 3 月までは優先作成の対象者ということで、ハザードの危険地域にお住まいの約 2,700 人のうち、約 45% の 1,200 人は個別避難計画を作ってくださいました。高齢者含め、個別避難計画の作成が川崎市は 3 % 程度、横浜市では 1 % いかない程です。今回、計画に載せさせていただいた、安否確認に御協力いただける事業所等は、平時に在宅の方を訪問する事業所には、安否確認を付加するというより、定時業務が発災時も継続できていれば自ずと安否確認ができるという形につながるかと思っています。我々としては、いかに事業者に作業負担がかからず、事業が継続できるかというところを考えていきたいと思っています。また、安否確認と言うと、システム会社が自主防災組織の方にシステムを渡し、押せば報告できるような機能もありますが、先ほども申し上げましたとおり、なかなか共助の部分が難しいです。市では日頃の福祉サービス提供を止めないところが確認できるよう模索しているところです。
鈴木部会長	今のお話を伺っていて、いかに様々な災害に対応するのが難しいことかと感じました。今おっしゃっていただいたように、通常の業務で補足できればよいのですが、市の方々も同様で、被災者であり支援者であるという部分がありますので、どのようにしていくのかというところについて、話はスッと入ってくるのですが、実際はどうなのかという揺らぎを感じました。 他はいかがでしょう。
小泉委員	施策 6 の「社会参加・雇用・就労の促進」について、社会に出ていく障害者の方に必要なことだと思います。グループホームに入りながら、年金をグループホームに支払う、あるいは、就労継続支援 B 型だと、工賃だけで自分の生活をしていけないといけないということがあります。そうすると、運賃の高さが気になります。療育手帳 B2 は割引がないので、そのままの金額がかかります。フリーパスも適用ではないので、交通運賃の補助なども考えていただきたいと思います。就労継続支援 B 型の方の補助で昼食代が出るとか、そういったものがあると豊かな生活ができるのではないかと考えております。工賃だけで身の回りを賄うのは大変かと思います。
鈴木部会長	ありがとうございます。社会参加の背景となるものということでしょうか。事務局から何かございましたらお願いします。

事務局 (祢宜課長)	ふれあいフリーパス制度や、重度障害者向けの福祉タクシー券、福祉キャブといった事業もごございます。鉄道会社の方では、精神・知的障害の割引もあったりします。そういったところから、行政でもできること、交通事業者ができること、それぞれあるかと思いますので、今後の在り方について引き続き検討していきたいと思います。
鈴木部会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。他に皆様からごございますでしょうか。 それでは、私からも一つ申し上げさせていただきます。39 ページの施策 5 について、現行計画から申し上げているところで、どうしてもグループホームが出てくるのは大事なところだと思いますが、グループホームで終わりではないというところが大事だと思っています。住宅確保や物件紹介など、その先の住まいの部分も視野に入っていると思いますが、多様な住まい方のバリエーションがあり、サポートがあることの可視化ができるとよいと思っています。住まい方は箱の問題に特化してしまいがちですが、サービスにはソフトとハードが揃って、多様な住まい方につながると思いますので、箱の記述だけにならないようにしていただきたいと思います。
事務局 (石井係長)	民間住宅の居住支援というところはまちづくり局がやっていますが、昨年策定した総合計画でも、高齢者を含めた住宅確保要配慮者に対する支援の仕組みを検討することになっています。また、昨年度は国でも居住支援法人が民間の住宅と組んで、居住サポート住宅のような仕組みができてきているというところです。まだ重点事業として設定できていませんが、民間も活用して支援する仕組みの課題感を持っているので、まちづくり局と引き続き調整していきたいと思います。
鈴木部会長	45 ページの施策 7 の権利擁護について、とても大事な部分だと思っています。ご承知のとおり、条約の所見に基づいて民法が改正され、意思決定支援ガイドライン第 2 版が障害者部会でも出てきたところです。権利擁護というのが、この施策 7 に入るのも悪くはないのですが、施策の大前提として、本人が自分らしく誰とどこで暮らすかが保障されるというところから施策が個別出てくるとしています。施策 7 に入れるのが悪いと言っているのではなく、後見や日常生活総合支援事業がある反面、そこはそこで充実して、もう少し前段に施策全体の理念としての記載があってもよいのではないかと思います。意見として受け止めていただければ幸いです。 他はいかがでしょうか。オンラインで御参加いただいている伊東先生からはいかがでしょうか。
伊東委員	46 ページの「災害・緊急時対策の強化」について、在宅の障害者への支援と書かれていますが、先日事業所の人と話したら、準備をしているものの、本当に災害がきたらどうなのだろうかという話になり、能登の人に来ていただいて研修会を実施するという話が挙がってきました。事業所に対する研修は織り込み済みで、すでに実施されていると考えてよいのでしょうか。
事務局 (鷲見課長)	その辺りについては、一定の全体的な周知は行っていますが、個別に何か取り組んだり、研修を行ったりといったところまでは進めていません。
鈴木部会長	現状のご説明ということでしたが、いかがでしょうか。
伊東委員	事業所のニーズがあれば、講義していただくことは有効かと思っています。
鈴木部会長	ありがとうございます。 施策 5 から 8 の部分に関して、他にいかがでしょうか。

隆島委員	障害者雇用・就労について、障害者手帳をお持ちの方だと思っておりますが、現場で見ていると、麻痺がなく元の職場に戻ったものの、うまくいかずに辞めてしまうということがあり、後で高次脳機能障害と判明したということがありました。病名を隠して就労している人が多く、そのサポートについては人権問題も絡んでいて難しいですが、高次脳機能障害や精神的な不調があるということを、企業に対して普及啓発していった方がよいのではないのでしょうか。ご本人がその気にならないと相談にはつながらないのですが、うまくいかないときに企業に相談できる、企業側が知っているということが大事かと思います。今回、高次脳機能障害支援センターの設置も検討されているかと思いますが、その中でも一番大事なのは普及啓発になるのではないかと思いますので、力を入れていただければと思います。
鈴木部会長	ありがとうございます。御意見として受け止めていただければと思います。 それでは、施策５から８までについての議論はここまでとさせていただきます。前段でも申し上げましたが、本日出てきた議論は広範でございますので、是非、意見書をご活用いただき、御意見を出していただければと思います。 それでは、予定されていた議事は終了とさせていただきます。事務局から何かございますか。
事務局 (山口課長)	本日の議題に関しましては、特にございません。
鈴木部会長	委員の皆様からはよろしいでしょうか。特にないようでしたら、議事進行を事務局にお戻しいたします。
事務局 (山口課長)	それでは、事務局より事務連絡をさせていただきます。意見書につきましては、メールにて資料送付時に併せてお送りしておりますので、そちらの書式をご利用いただき、事務局までメールにて御提出をお願いいたします。なお、御意見の受付期日は、９月９日水曜日までとさせていただきますので、ご了承ください。 また、会議録につきましては、作成後に各委員の皆様宛にメールにて送付いたしますので、内容の御確認をお願いいたします。 第５回の計画策定委員会につきましては、１０月５日月曜日の１０時から開催を予定しております。出欠確認に関しましては近日中に改めてメールでお送りさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。 事務局からの連絡は以上となります。これにて、本日の委員会を終了いたします。長時間にわたってご議論いただき、ありがとうございました。

以上